

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

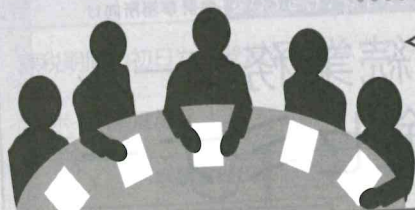
<第76回>

特別編

令和5年度税制改正大綱を読んで(下)

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)



(前回(第75回)は No.3735 (令和5年1月9日号) に掲載いたしました。)

前回(75回)掲載分に続き、令和5年度税制改正大綱のその他論点について議論している。
高い。

sample

sample

sample

5 所得税

・NISA (分冊81頁)

1 金融・証券税制

(国税・地方税)

[延長・拡充]

- (1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)

行つ電磁的記録による記録の提供を含む。)をしなければならないこととする。

内藤) まずは、金融庁の要望のとおり、令和6年から抜本的拡充・恒久化されたNISA 制度を見ていきましょう。

村木) 一般NISA は5年、つみたてNISA は

sample

sample

sample

(ジュニアNISA) について、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる継続管理勘定がある場合には、原則として当該非課税

該継続管理

この場合

を当該継続

当該継続管理勘定を設けた未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その旨その他の事項を記載

sample

sample

sample

ると、3,600万円も非課税として運用できるのですか。